

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No. 100

【共通】問1 対象火気設備等は、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、防火上有効な措置が講じられた構造としなければならないが、その構造として、次のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 対象火気設備等の使用に際し、火災の発生のおそれのある部分は、不燃材料で造ること。
- (2) 炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支柱を不燃材料で造ること。
- (3) 電気を熱源とするものにあっては、その電線、接続器具等は、不燃材料で造ること。
- (4) 急速充電設備にあっては、その筐体は不燃性の金属材料で造ること。

【消防用設備等】問1 下表のA欄に掲げる防火対象物に、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等でB欄に掲げるものを設置したとき、消防法令上、消防機関による検査が必要でないものを1つ選べ。ただし、これらの防火対象物はいずれも、延べ面積200㎡で、特定一階段等防火対象物には該当しないものとする。

	A	B
(1)	飲食店ビル (消防法施行令別表第1(3)項口)	誘導灯
(2)	簡易宿泊所 (消防法施行令別表第1(5)項イ)	消火器
(3)	診療所 (消防法施行令別表第1(6)項イ(2))	非常通報装置
(4)	グループホーム (消防法施行令別表第1(6)項口)	自動火災報知設備

【消防用設備等】問2 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないものに該当しないものを1つ選べ。

- (1) カラオケボックス等（消防法施行令別表第1(2)項ニ）
- (2) 旅館・ホテル等（同表(5)項イ）
- (3) 患者を入院させるための施設を有しない診療所（同表(6)項イ(4)）
- (4) 飛行機又は回転翼航空機の格納庫（同表(13)項口）

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令を行ったときの標識等による公示に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 公示が法により義務付けられている命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や市町村公報への掲載などにより、措置命令などの周知を図る必要がある。
- (2) 公示が法により義務付けられている命令を行ったときは、命令後速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、公示を維持する必要がある。
- (3) 公示が法により義務付けられている命令を行ったときの公示の方法は、標識の設置、市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村長が定める方法による必要がある。
- (4) 公示が法により義務付けられている命令を行ったときの市町村のホームページへの掲載は、市町村長が定める公示の方法ではなく、情報提供の位置づけで実施する必要がある。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）に基づく命令に関する不服申立等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条の3第1項に基づき発動した消防吏員名の命令の審査請求は、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日間に市町村長に対し行うことができる。
- (2) 法第5条の2第1項に基づき発動した消防署長名の命令の審査請求は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3か月間に消防長に対し行うことができる。
- (3) 法第8条第3項に基づき発動した消防署長名の命令の審査請求は、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月間に市町村長に対し行うことができる。
- (4) 法第8条第4項に基づき発動した消防署長名の命令の審査請求は、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月間に市町村長に対し行うことができる。

【危険物】問1 仮貯蔵、仮取扱いに関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 7日以内の期間に限られる。
- (2) 所轄消防長又は消防署長の承認を受ける。
- (3) 申請に対する審査に関しては手数料を収める必要はない。
- (4) 複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合、一の仮貯蔵として処理することはできない。

【危険物】問2 次の表のAに示す危険物を貯蔵する屋内貯蔵所（独立した専用の建築物のもので、特定屋内貯蔵所以外のもの）で、貯蔵危険物を(1)~(4)のように変更する場合、位置の基準の適用が変わるものはどれか。

問3 答 (3)

解説 電気・ガスの遮断を必要とする場合は、電気及びガスの事業者に建物又は区域を指定して行わせる。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 平成26年人口動態統計月報年計(概数)の概要(厚生労働省)参照。

問2 答 (1)

解説 「救急救命士標準テキスト第9版上巻」P.371参照。

問3 答 (5)

解説 東京都、大阪府、奈良県、福岡県など7団体で実施されている(平成28年8月1日現在)。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 対象火気設備等は、その種類ごとに総務省令で定めるところにより、その使用に際し、火災の発生のおそれのある部分について、不燃材料で造る等防火上有効な措置が講じられた構造とすることとされている。消防法施行令第5条参照。

設問は、その省令「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」(平成14年3月6日付 総務省令第24号)第10条に列記されている13項目の一部を示したものである。

(3)は、不燃性でなく、耐熱性が正しい。電線を不燃性のものとするのは難しいとされており、ここでは耐熱性が要求されている。同省令10条7号参照。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

解説 (1) 飲食店ビルは、延べ面積が300㎡以上の場合、消防機関による設置時の検査が必要になる。消防法施行令第35条1項2号参照。

(2)~(4)の防火対象物はいずれも、延べ面積に関係なく、Bに掲げる消防用設備等の設置と設置時の検査が必要である。消防法施行令第35条1項1号イ参照。なお、簡易消火用具と非常警報器具は設置時検査の必要はない(消防法施行令第35条2項参照)が、本問では対象外である。

問2 答 (3)

解説 消防法施行令第21条1項1号1号イ参照。別表第1(6)項イのうち、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないものは、(6)項イの(1)~(3)に分類されるものであり、(4)に分類されるものは該当しない。

なお、延べ面積にかかわらず自動火災報知設備を設置しなければならないものとしては、以上の他に、(6)項ロ、(6)項ハのうち利用者を入居させ又は宿泊させるもの及び(7)項がある。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 市町村のホームページへの掲載は、市町村長が定める方法であるので不適当。
 なお、ホームページに掲載する場合は、市町村長がホームページへの掲載のみを公示の方法として規定するのではなく、当該消防本部及び消防署での掲示等の方法を規定し、ホームページへの掲載も併せて行う必要がある。

問2 答 2

解説 (1) 行政不服審査法及び消防法第5条の4により正しい。
 (2) 消防法第5条の4の一部改正により、命令を受けた日の翌日から起算して30日間に市町村長に行うことになるので、誤り。
 (3) 行政不服審査法により正しい。
 (4) 行政不服審査法により正しい。

〔危険物〕

問1 答 (2)

解説 仮貯蔵、仮取扱いは、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて10日以内の期間に限り行うことができる。また、承認申請の審査にあたっては、手数料を徴する。なお、申請者が同一であれば、同一の時期・場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

〔参照条文〕

消防法第10条第1項
 地方公共団体の手数料の標準に関する政令
 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について(平成4年6月18日付 消防危第52号)

問2 答 (2)

解説 指定数量は第1石油類(非水溶性液体)200ℓ、第1石油類(水溶性液体)400ℓ、第2石油類(非水溶性液体)1,000ℓ、第2石油類(水溶性液体)2,000ℓであり、(2)のように変更する場合、指定数量の倍数は7.75から10.25に増加することとなる。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令別表第3、同政令第10条第1項第1号及び第2号